

ガイドライン表示

品種名 りんご(つがる)

パターン区分

【生産出荷用】

農林水産省新ガイドラインによる表示	
特別栽培 りんご	
節減対象農薬：当地比 5割減	
化学肥料(窒素成分)：栽培期間中不使用	
栽培責任者 鈴木 伸治	
住所	山形県西村山郡大江町荻野222
連絡先	0237-62-2776
確認責任者 大泉 和歳	
住所	山形県西村山郡大江町堂屋敷143
連絡先	0237-62-5337

(つがる)

ホームページ <https://suzukifruitsfarm.jp>

節減対象農薬の使用状況		
使用資材名	用途	使用回数
インピルフルキサム	殺菌	1回
シハロトリン	殺虫	1回
フルオルイミド	殺菌	1回
チウラム	殺菌	不使用
プロピネブ	殺菌	1回
アセタミプリド	殺虫	2回
マンゼブ	殺菌	1回
イプロジオン	殺菌	1回
ジノテフラン	殺虫	2回
ジチアノン	殺菌	1回
有機銅	殺菌	1回
ピフルブミド	殺虫	1回
ジクロルプロロップ	植調	1回
DMTP	殺虫	不使用
イミノクタジン酢酸塩	殺菌	1回
MEP	殺虫	1回

注1 可能な限り、実際に貼付する様式のを添付すること。

注2 名称の表示は、「特別栽培農産物」又は「特別栽培〇〇（県の慣行基準に示す品目名）」とする。

この場合、「水稻」は一括して「米」と表示すること。

注3 複数の品種、複数の生産パターンで申請する場合は、生産パターンと表示内容の関連を「品種名」、「パターン区分」で明らかにすること。

注4 農薬の使用表示

農薬を全く使用していない場合

節減対象農薬以外の農薬のみを使用している場合

節減対象農薬を使用している場合

「農薬：栽培期間中不使用」

この場合、節減対象農薬以外の使用資材名(成分名)は表示しな 「節減対象農薬：栽培期間中不使用」

注5 化学肥料の使用表示

「節減対象農薬：当地比 〇割減」

窒素成分を含む化学肥料を使用していない場合

窒素成分を含む化学肥料を使用している場合

注6 栽培責任者、確認責任者、精米確認者の表示を個人名とする場合は「「化学肥料(窒素成分)：栽培期間中不使用」

「所在地」とし、記入した内容は様式第1号(乙)と一致すること。「化学肥料(窒素成分)：当地比 〇割減」

注7 住所、所在地は原則として「山形県」から記入すること。

注8 節減対象農薬の使用状況について、容器や包装又は票片に表示できない場合は、ホームページ等で表示を

行うものとし、消費者が情報入手可能なアドレス等を一括表示枠内に掲載する。

注9 テープ、シール等による略式表示

(7)表示ガイドラインに準拠している旨の表示、(イ)特別栽培農産物の名称、(ウ)栽培責任者又は確認責任者の氏名(又は組織名)、(7)及び(イ)を除く全ての表示項目に関する情報入手方法を表示する。

詳しくは、国の表示ガイドライン別記3略式表示例を参照のこと。

注10 表示禁止事項

表示ガイドラインで示される表示事項以外の表示、「天然栽培、自然栽培」等紛らわしい用語、通常のものより

優良又は有利であると誤認させる用語、当該農産物の栽培方法や品質等を誤認させる文字・イラスト・

写真等、更に「無……」、「減……」等は表示枠外であっても表示してはならない。

※ 申請において実際に使用しない不用な表示枠、表示項目は削除して提出すること。